○　件名
地理的表示メールマガジン第208号（令和6年3月28日）

○　文面

◇◇◇

生産者団体：甲賀農業協同組合
産品の区分：第5類 農産加工品類 野菜加工品類（かんぴょう）

●やまえ栗（ヤマエグリ）（登録番号第151号）
生産地：熊本県球磨郡山江村
生産者団体：やまえ栗振興協議会
産品の区分：第1類 農産物類 果実類（くり）

●長州黒かしわ（チョウシュウクロカシワ）（登録番号第152号）
生産地：山口県長門市、美祢市
生産者団体：深川養鶏農業協同組合
産品の区分：第2類 生鮮肉類 家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

※ 登録産品の詳細はこちらをご覧ください。
地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

---

２．模倣品疑義情報受付窓口の設置について（台湾）

日本の農林水産物・食品は、海外で高く評価されている一方、海外で模倣品（偽物）の流通が多数発見されていることを受け、模倣品に関する疑義情報や相談を広く受け付け、これに対応する枠組みとして「農林水産物・食品海外模倣品疑義情報相談窓口」（以下「相談窓口」と言います。）を、主要輸出先国・地域に設置された「輸出支援プラットフォーム」に順次設置しております。
この度、本メールマガジンの第191号（令和5年11月22日）等でお知らせしたタイ、中国（北京、上海、広州、成都）、香港についで、台湾においても相談窓口が設置されることになりましたのでお知らせします。

これらの地域でも模倣品や疑義情報にお困りの方や今後海外展開をご検討の方には、輸出支援プラットフォームを通じて、

（１）商標権等に基づく警告状の送付や冒認商標に対する異議申立などの費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介
（２）海外のGI申請や商標出願を行う者に対して申請又は出願費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介
（３）知的財産権確立に向けた、弁護士や弁理士等のアドバイスを希望する者に対するコンサルティングを支援する農林水産省事業の紹介
（４）寄せられた疑義情報や相談内容のうち産地偽装が疑われるケースなどは現地当局への情報提供や働きかけを行い、消費者保護や不正競争防止の観点からの対応を促す

などを、大使館、総領事館、JETRO関係部署、関係機関が一体となった複層的な対応を行うこととします。お困りごとや、ご相談があれば、中国、香港に進出している事業者、団体の皆様はもちろん、今後進出を考えている事業者、団体の皆様もぜひ御活用ください。疑義情報につきましても積極的にお寄せ頂きますよう、ご協力をお願いします。

【日本台湾交流協会Webページ】
https://www.koryu.or.jp/business/platform/

【お問い合わせ先】
taiwan-pf-k1★tp.koryu.or.jp　（★を@に置き換えてください）

（編集後記）
　先週、台湾を周遊（もちろん仕事です。）して参りました。農林水産省では、２種類の知財制度（GIと植物新品種）を持っているのですが、今回は後者の植物新品種の育成者権保護に関する用務です。個人的にとても印象的だったのが、様々な訪問先で「台湾の人々はルールを守る気質」があり、大規模悪質な侵害は起こりにくいと言われたこと。「日本の品種を台湾に出願して品種登録されれば、しっかり守ります」とも品種保護当局からも言われました。ちなみに食べ物はすべて美味しく（地域性もあり）、会った人はみんな親切で人懐っこい！皆様もぜひ訪問した際は台湾の食を味わってください。ついでに、先日設置された模倣品相談窓口（記事参照）もお忘れなく！
A.N

※編集後記は地理的表示（GI）担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

GIGIGIG